

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	精神障がい者デイケア事業			事業コード	2099
所属コード	069300	課等名	市保健所 保健予防課	係名	障がい保健担当
課長名	高橋 悟	担当者名	中村 美恵子	内線番号	691-6625
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	健やかに暮らせる健康づくりの推進	コード	1
	基本事業	保健・予防の推進	コード	2
予算費目名	一般会計 03 款 01 項 02 目 地域生活支援事業（004－03）			
特記事項	総合計画主要事業			
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	年度
根拠法令等	障害者自立支援法			

(2) 事務事業の概要

在宅の精神障害者（対象者の要件を満たす者）で、社会参加（就労）や安定した地域生活を送っていくことが難しく閉じこもりがちになっている人、地域社会や他の人と接する機会が少なく生活の幅を広げにくくなっている人などに対して、日常生活上で必要な訓練を行うことにより、自立した生活を送ることができるよう支援する集団活動の場である。

実施回数は月 2 回、会場は主に市保健所とし、プログラムによっては他施設を利用する場合もある。本事業の参加期間は概ね 3 年間を目安としており、順次他の障害福祉サービスへ移行していくための通過型の事業である。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

平成 18 年度の「障害者自立支援法」施行に伴い、それまで精神保健福祉法の位置付けで旧盛岡保健所（現県央保健所）が実施してきた本事業は、「障害者自立支援法」に移行し、各市町村が担うこととなった。これによって旧盛岡保健所のディケアは、平成 17 年度をもって終了した。

市では、地域生活支援センターへの事業委託を検討したが、当該施設は市外（隣接村）にあるため利便性が悪いことから委託は見送られた。しかし、当時のディケアには市民約 20 人が参加しており、継続して参加できる場の確保が必要であったことから、旧盛岡市保健センターがその役割を担うことで本事業が立ち上げられた。

事業の休止・終了の条件として、「インフォーマルサポートを含め民間事業所等で類似事業の取り組みが充足した状態になれば、休止あるいは終了とすることができるが、目安の推測は困難。」（平成 17 年度事務事業事前評価表より）という状況下でスタートした。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

「障害者自立支援法」が施行され、従来、身体障害・知的障害・精神障害とそれぞれの法律で障害種別により異なっていた障害福祉サービスは一元化された。また、サービスの利用にあたっては、全国共通の尺度である「障害程度区分」の認定に基づき支給決定がなされるようになり、所得によって上限はあるが、サービス量に応じ原則1割の応益負担をすることとなった。

平成24年4月には同法が一部改正され、全ての障害福祉サービス等を利用する障害者について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画の作成が必要となった。24年度から26年度までの3年間をかけて、全ての利用者に適応される予定である。

当市では、同法の規定に基づいた「盛岡市障害福祉実施計画」が平成19年3月に策定され、現在は第3期実施計画に基づきサービス提供体制の計画的な整備を図っている。

第3期実施計画によれば、相談支援と日中活動系サービス事業所の状況は、自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・地域活動支援センター等の事業所が38か所（20年9月現在）から52か所（23年12月現在）に増え、利用者数は891人（21年7月現在）から1,151人（23年7月現在）に増加し、とくに近年は就労移行支援や就労継続支援の利用が進んでいる。

一方では、医療におけるディケアも充実してきており、市内全精神科病院においてディケアが実施されている他、クリニックからの紹介で患者を受け入れているディケアもある。また、クリニック独自で実施しているところもある等、様々な形態のサービスが充足してきている。

さらに、平成25年4月には「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に変更され、精神障がい者の地域生活を支援するための体制がさらに整備され、地域における医療機関の果たす役割も拡大されることにより、精神障がい者の地域移行・地域定着が一層進むものと考えられる。また、障害者総合支援法により、サービス利用料は、従来の応益負担から所得に応じて支払う応能負担に変わるようになる。

本事業の参加者状況は、開始当初は約20名の登録であったが、順次就労や作業所につながり、現在3名（40歳代2名、70歳代1名）となっている。毎年、各医療機関にも周知し参加者の募集をかけてきたが、精神科ディケアが充実していることや、上記したように様々な選択肢も増えたことから、本事業への参加者は増えていない。現在3名の参加者については、活動の範囲を広げるべく就労や高齢者福祉サービスへの移行を目指し、個別的な支援を平行して実施しているところである。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象（誰が、何が対象か）

盛岡市に住所があり、次の条件を満たす人（定員は約20人）

- ・統合失調症と診断され、主治医から同事業参加の承認を得た人
- ・在宅通院で、家族の了解を得た人
- ・年齢はおおむね20～50歳の人

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 精神保健福祉手帳所持者数	人	1,364	1,566	1,566	1,719	2,073
B 自立支援医療申請者数	人	3,154	3,316	3,316	3,637	4,119
C						

(3) 24 年度に実施した主な活動・手順

身体活動を高めるための体操等のスポーツ，食生活への関心と自立を促すための調理実習，病気に対する理解深める勉強会，就労等への意欲を高めるために関連施設の見学等を実施。

従事者は保健師，精神保健ボランティア，外来講師等。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 精神デイケア延べ利用者数	人	116	90	90	70	70
B						
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

就労や作業所等を視野に，他のサービスへの移行を目指す。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 精神デイケアに参加することで社会生活機能を維持または高まった人の割合(クボクリ式デイケア評価表による)	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	%	85	75	75	100	100
B 利用者の満足度・自己評価	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	%	80	80	80	100	100
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	101	95	102	86
	②県	千円	50	47	51	43
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	50	48	51	45
	⑤その他()	千円	0	0	0	0

	A 小計 ①～⑤	千円	201	190	204	174
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	748	860	720	950
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	2,992	3,440	2,880	3,800
計	トータルコスト A+B	千円	3,193	3,630	3,086	3,974
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

精神障がい者の閉じこもりを防ぐとともに、心の安定を図り、自立した生活を送ることができ、また疾病の悪化を予防することができるため、目的に結びついている。

② 市の関与の妥当性

民間での類似事業や、市が委託する事業所での類似事業が充実してきていることから、本事業は見直しの時期にきている。

③ 対象の妥当性

集団活動としての機能を維持するためには妥当である。

④ 廃止・休止の影響

民間事業所への委託が進んでいることから、影響はない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

民間事業者への委託が進んでいることから、本事業の拡大もしくは充実の必要性はない。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

障害福祉サービスを利用する際には全ての利用者に対し、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画の作成が必要になったことや応能負担の原則から、特定の参加者にのみ無料で提供する本事業は公平性に欠ける。

(4) 効率性評価

教材費や講師の報償費等は最低限で実施しており、人件費も精神保健ボランティアの協力があり最低限の従事者で実施しているが、参加者数からみた対費用効果としては高額である。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

1- (3)「本事業を開始したきっかけ」にも記したように、事業の休止や終了の時期については模索しながら実施してきたところである。法律の改正による情勢の変化や、サービス事業所等の社会資源の充足が図られていることから、参加者全員が次のサービスに移行した際には

本事業は終了する方向で検討する。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

現在の参加者が、無理なく次の社会資源の利用につながるよう個別の支援が必要である。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

障害者自立支援法に基づく事業であり、精神障がい者の社会参加を支援し自立を促進するため継続することとしているが、精神障がい者が利用できるデイケア事業を含む社会的資源の充実が図られていることから、今後の在り方を見直す時期にきている。